

# 福島県いわき建設事務所道路等維持管理業務委託特記仕様書

1 いわき建設事務所道路等維持管理業務委託 特記仕様書	3
第1章 適用範囲	3
第2章 共通事項	3
第3章 主任技術者	3
第4章 区域	4
第5章 業務	4
第6章 単価契約業務	5
第1節 道路維持補修業務	5
第2節 舗装維持修繕業務	5
第3節 河川・砂防・急傾斜・海岸施設等維持管理業務	5
第4節 除雪業務	6
第5節 凍結抑制剤人力・機械散布業務	6
第7章 総価契約業務	6
第1節 道路除草業務	6
第2節 路面清掃業務	6
第3節 道路パトロール業務（平常時）	6
第8章 成果品	7
2 道路維持補修業務特記仕様書	18

3 舗装維持修繕業務特記仕様書	19
4 河川等維持管理業務特記仕様書	20
5 道路除雪業務仕様書	21
6 道路パトロール業務共通仕様書	24
第1章 総則	24
第2章 パトロール	25
第3章 運転業務	28
第4章 その他	28
7 道路パトロール業務特記仕様書	30
第1章 総則	30
第2章 業務内容等	30
第3章 費用負担	36
8 道路パトロール業務に伴う自動車の使用要領	39
9 車両管理に関する留意事項	40

# 1 いわき建設事務所道路等維持管理業務委託 特記仕様書

## 第1章 適用範囲

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、福島県いわき建設事務所が発注する「いわき建設事務所道路等維持管理業務委託」に係る設計図書の内容について必要な事項を定める。

## 第2章 共通事項

(共通事項)

第2条 受注者は、この業務を担当する福島県いわき建設事務所長（以下「所長」という。）又は所長の指定する監督員の指示に従い、道路等維持管理業務委託契約書（以下「契約書」という。）、業務委託発注書（以下「発注書」という。）、図面及び福島県土木部発行の共通仕様書（土木工事編）（以下「仕様書」という。）によって施工すること。  
なお、本特記仕様書は仕様書より優先する。

- 2 受注者は、契約書、発注書、図面及び仕様書に明示されていないものでも、業務の性質上当然必要な事項及び法令または慣例によって履行しなければならない事項は、監督員に確認して指示を受け処理すること。
- 3 受注者は、契約の日より監督員の指示を受けられる体制を整え、直ちに業務ができるよう準備することとし、年間の作業計画書及び執行体制を速やかに提出すること。
- 4 単価契約においては、受注者は一件毎に発注された業務が完了したときは直ちに完了届を提出し検査を受けること。
- 5 本業務は道路等維持管理業務の性質上、突発的な緊急業務に対処するため指定工期として休日及び祝祭日を含むものとする。
- 6 受注者は、業務における発生材（残土を含む）を速やかに跡片付けし、交通及び保安上の障害とならないようその都度監督員の指示する箇所に運搬し適正に処理すること。
- 7 受注者は、業務実施時には必要に応じて道路保安施設、交通誘導員の配置等の安全対策を行うこと。
- 8 業務履行中に事故が発生したときは、受注者は直ちに監督員に通報するとともに監督員が指示する期日までに監督員が指定する様式による「事故報告書」を提出しなければならない。
- 9 作業に伴う交通規制については監督員と協議のこと。

## 第3章 主任技術者

(主任技術者)

第3条 主任技術者は業務の適切な履行を確保するため、業務担当者、作業員等を指導、監督しなければならない。

- 2 主任技術者は、監督員と密に連絡を取り業務全体の発注計画を策定し組合各社（若しくは構成各社）との施工時期や人工等を調整、及び業務の状況報告、協議等を行うものとする。
- 3 主任技術者は、作業員が業務を実施している間は監督員と連絡がとれるようにしておかなければならない。
- 4 住民要望の情報共有及び協働対応を行うものとする。
- 5 橋梁等の構造物に関する排水施設の日常点検・支障物撤去等（1回／年）を行い発注者へ報告するものとする。
- 6 管理瑕疵事故・補修履歴・苦情等の場所や内容、対応状況を取りまとめた維持管理データベースを作成するものとする。  
なお、4～6の業務については別途経費計上し総価契約業務に含めることとする。

（履行する際の留意事項）

第4条 主任技術者は、本仕様書等で示された義務の適正な履行の確保に努めなければならない。

- 2 関係者は業務の履行にあたっては、県民から常に注目されていることを自覚し、その行動は誤解を招くことのない様にする。
- 3 監督員及び業務担当者、作業員との緊急連絡に対応するため、受注者は2以上の電話回線（携帯電話を含む）を確保しておくものとする。

## 第4章 区域

（区域）

第5条 福島県いわき建設事務所が管理する道路、河川、海岸、砂防施設、急傾斜施設等とする（勿来土木事務所管内を除く）。

## 第5章 業務

（業務）

第6条 一覧を以下に示す。ただし、特別な指示があった場合はこの限りでない。

なお、単価契約の①から⑩について、1件の委託料は300万円未満とし、緊急を要する場合（災害時等）は500万円未満とする。

### （1）単価契約業務

①道路維持補修・舗装維持修繕業務	38路線 L=423.8km (図-1)
②河川維持管理業務	44河川 L=350.6km (図-2)
③砂防施設維持管理業務	N=73箇所 (表-1)
④急傾斜施設維持管理業務	N=110箇所 (表-2)
⑤地すべり防止区域維持管理業務	N=14箇所 (表-3)

⑥ダム維持管理業務	N= 1箇所 (表-4)
⑦雨量観測所管理業務	N= 12箇所 (表-5)
⑧水位観測所管理業務	N= 15箇所 (表-6)
⑨県有地管理業務	N= 1箇所 (表-7)
⑩海岸維持管理業務	L= 23.1km (表-8)
⑪除雪業務	37路線 (表-9、図-3)
⑫凍結抑制剤人力・機械散布業務	37路線 (表-9、図-3)

## (2) 総価契約業務

①道路除草業務	除草一式 (図-4)
②路面清掃業務	L= 75.0km (図-5)
③道路パトロール業務	38路線 L= 423.8km (図-6)

# 第6章 単価契約業務

## 第1節 道路維持補修業務

### (業務の定義)

第7条 道路維持補修業務は、突発的な事故や経年劣化による道路管理施設の損傷のうち、軽微なものについて補修を行うものである。

### (業務の内容)

第8条 業務内容は、「道路維持補修業務特記仕様書」による。

## 第2節 舗装維持修繕業務

### (業務の定義)

第9条 舗装維持修繕業務は、道路舗装の破損箇所のうち小規模な箇所、またはこれを放置することによって破損部分が拡大し交通に支障を及ぼすことが予想される箇所を修繕するものである。

### (業務の内容)

第10条 業務内容は、「舗装維持修繕業務特記仕様書」による。

## 第3節 河川・砂防・急傾斜・海岸施設等維持管理業務

### (業務の定義)

第11条 河川等維持管理業務は、突発的な事故や経年劣化による河川等の管理施設の損傷のうち、軽微なものについて補修を行うものである。

### (業務の内容)

第12条 業務内容は、「河川等維持管理業務特記仕様書」による。

## **第4節 除雪業務**

(業務の定義)

第13条 除雪業務は、本特記仕様書第6条(1)⑪について、契約期間中の11月1日から翌年3月31日までの間、降積雪、および地吹雪等による吹き溜まりにより交通障害の発生等が予測される場合に、除雪作業を行うものとする。

(業務の内容)

第14条 業務の内容は、「道路除雪業務仕様書」による。

## **第5節 凍結抑制剤人力・機械散布業務**

(業務の定義)

第15条 凍結抑制剤散布業務は、本特記仕様書第6条(1)⑫について、契約期間中の11月1日から翌年3月31日までの間、路面凍結で交通障害の発生しやすい箇所について、路面状況と気象予測により人力、または機械により凍結抑制剤の散布を行うものとする。

(業務の内容)

第16条 業務の内容は、「道路除雪業務仕様書」による。

# **第7章 総価契約業務**

## **第1節 道路除草業務**

(業務の定義)

第17条 道路除草業務は、路肩、法面部の除草を行うものとする。

(業務の内容)

第18条 実施回数は、7月上旬から9月下旬にかけての年1回を標準とし、実施時期や繁茂状況による実施回数の増については監督員と協議して決定するものとする。なお、地域の行事等（祭事、イベント、道の日など）を特に考慮すること。

## **第2節 路面清掃業務**

(業務の定義)

第19条 路面清掃業務は、路面清掃車による車道の清掃を行うものとする。

(業務の内容)

第20条 実施回数は、4月から7月にかけての年1回を標準とし、実施時期については、監督員と協議して決定するものとする。なお、地域の行事等を特に考慮すること。

## **第3節 道路パトロール業務（平常時）**

(業務の定義)

第21条 平常時における道路パトロール業務は、県管理道路が常に良好な状態を保たれるよう道路の使用状況を把握し、道路監理員（同乗する発注機関の職員）の指示に従い

道路の異状及び不法占用等に対して適切かつ迅速な措置を講ずるとともに、道路を管理するうえで必要な情報及び資料の収集を行う。

(業務の内容)

第22条 業務の内容は、「道路パトロール業務共通仕様書」、「道路パトロール業務特記仕様書」による。

## 第8章 成果品

(成果品)

第23条 受注者は、全ての業務完了時に下記の成果品を成果品目録とともに提出するものとする。

(1) 橋梁等の構造物に関する排水施設の日常点検・支障物撤去等（1回／年）の報告書

(2) 維持管理データベース

- ・維持管理データベースとは、管理瑕疵事故、苦情、道路維持補修業務、舗装維持修繕業務、河川等維持管理業務等の履歴をとりまとめするものである。

- ・とりまとめの方法、及び様式については公募型プロポーザル「効果的・効率的な業務の実施に対する提案」において提案すること。

2 単価契約業務については、発注書に基づく業務が完了する毎に完成通知書を提出するものとする。

3 総価契約業務については、それぞれの業務が完了する毎に仕様書等に基づく成果品を提出するものとする。

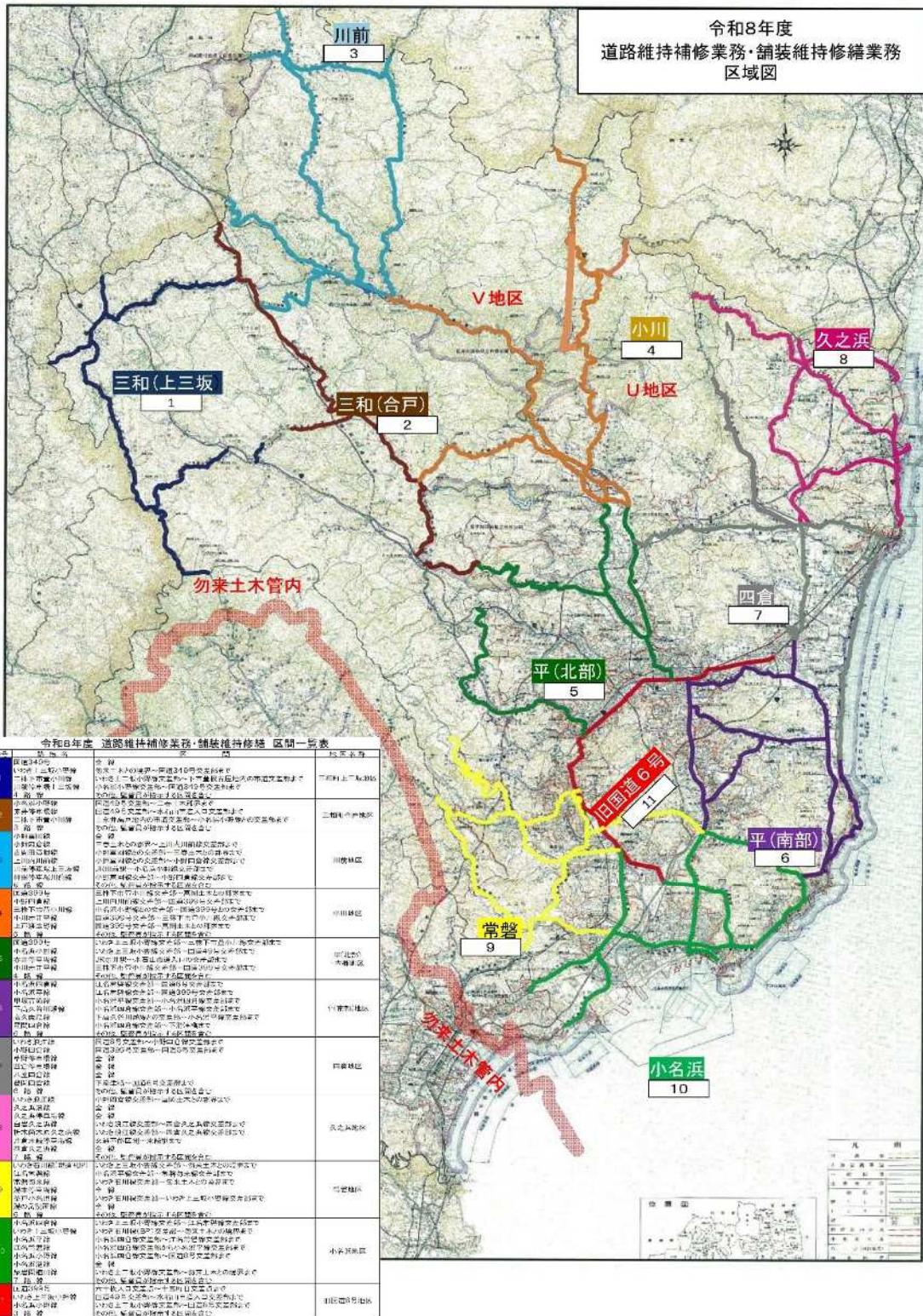


図-1 道路維持補修・舗装維持修繕区域図（11区域）

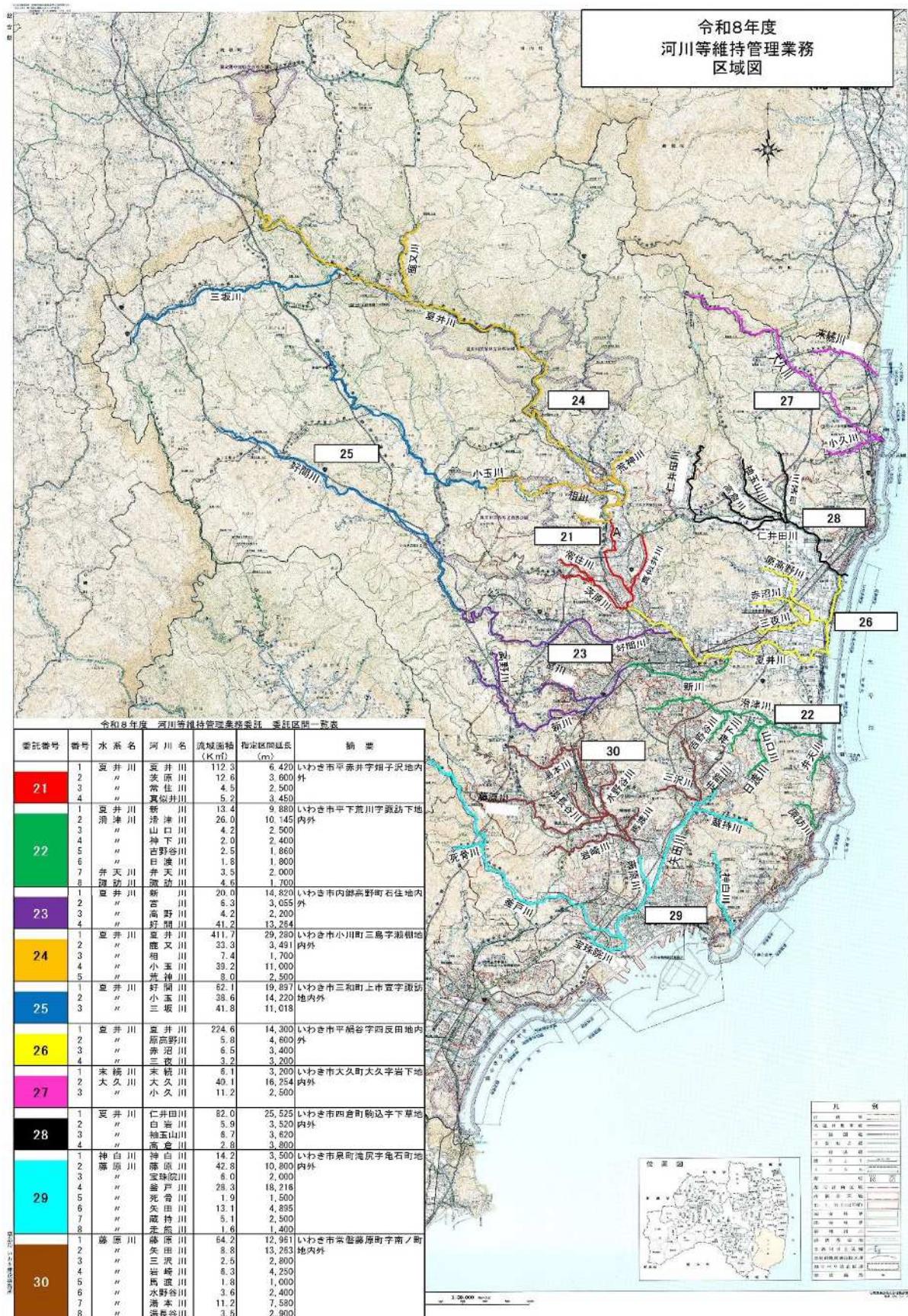


図-2 河川等維持管理業務区域図（10区域）

表－1 砂防施設維持管理業務対象箇所一覧（73箇所）

令和8年度 砂防指定地維持管理業務対象箇所

整理番号	番号	水系名	溪流名	延長(m)	摘要
1	1	重訪川	柳町沢	224	
2	1	夏井川	舟沢	520	
3	2	夏井川	中丸沢	270	
4	3	夏井川	金子沢	1,550	
5	4	夏井川	井田木沢	860	
6	5	夏井川	行人沢	741	
7	6	夏井川	日向沢	585	
8	7	夏井川	地獄沢	5,140	
9	8	夏井川	馬喰沢	685	
10	9	夏井川	鳩作沢川	343	
11	10	夏井川	バラ立沢	604	
12	11	夏井川	五中沢	483	
13	12	夏井川	白水沢	4,050	
14	13	夏井川	峰根川	1,500	
15	14	夏井川	山の坊沢	410	
16	15	夏井川	平太郎沢	330	
17	16	夏井川	広萱沢	330	
18	17	夏井川	柄塙沢	350	
19	18	夏井川	竹之内川	500	
20	19	夏井川	松坂川	400	
21	20	夏井川	観音沢	260	
22	21	夏井川	中根沢	231	
23	22	夏井川	大利前川	1,380	
24	23	夏井川	板宮沢	215	
25	24	夏井川	秋山沢	415	
26	25	夏井川	長ヶ作沢	437	
27	26	夏井川	鬼ヶ沢	470	
28	1	夏井川	荒神川右支川	260	
29	2	夏井川	加路川	480	
30	3	夏井川	永久保川及び同左支川	311	
31	4	夏井川	ナゴネ沢	444	
32	5	夏井川	宇根尻沢	255	
33	6	夏井川	五林沢	179	
34	7	夏井川	江田沢	313	
35	1	夏井川	辻道沢	2,470	
36	2	夏井川	堀の内川	7,610	
37	3	夏井川	遅川	8,400	
38	4	夏井川	鈴置沢	1,450	
39	5	夏井川	根古屋沢	1,000	
40	6	夏井川	宿中川	216	
41	7	夏井川	平石沢	158	
42	8	夏井川	浮矢沢	440	
43	9	夏井川	片岸沢	530	
44	10	夏井川	中館沢	656	

令和8年度 砂防指定地維持管理業務対象箇所

整理番号	番号	水系名	溪流名	延長(m)	摘要
45	1	大久川	日渡川	2,015	
46	2	大久川	入間沢	620	
47	3	大久川	寺ノ作沢	415	
48	4	大久川	久作川	152	
49	5	大久川	沢小屋川	217	
50	6	大久川	谷地川	234	
51	7	大久川	仲川沢	465	
52	8	大久川	久作川	566	
53	9	未続川	未続川1支2支	565	
54	1	夏井川	上岡川	1,500	
55	2	夏井川	紫竹沢	314	
56	3	夏井川	檜川	1,092	
57	4	夏井川	日影沢	620	
58	5	夏井川	日影沢及び左支川	578	
59	6	夏井川	高倉川	348	
60	7	夏井川	上ノ内川	102	
61	8	夏井川	みようぶ沢	721	
62	9	夏井川	古屋敷沢	555	
63	10	夏井川	仲ノ内沢	404	
64	11	夏井川	小湊沢左支	220	
65	12	夏井川	中平沢	426	
66	13	夏井川	諏訪作沢右支	280	
67	14	夏井川	古屋敷沢右支	187	
68	1	藤原川	大畑川	2,050	
69	2	藤原川	斑堂川	2,180	
70	3	藤原川	滝之沢	530	
71	4	藤原川	浅貝川	1,260	
72	5	藤原川	梅ヶ平川	600	
73	6	藤原川	松久須根川	2,300	

表－2 急傾斜施設管理業務対象箇所一覧（110箇所）

令和8年度 急傾斜地指定地維持管理業務対象箇所

整理番号	番号	箇所名	ふりがな	面積	摘要
1	1	杉平	すぎだいら	2.1ha	
2	2	横町	よこまち	0.39ha	
3	3	旧城跡	きゅうじょうあと	1.14ha	
4	4	七軒町1号	しちけんまち1ごう	1.13ha	
5	5	七軒町2号	しちけんまち2ごう	1.47ha	
6	6	七戸	しちど	0.14ha	
7	7	研町裏	けんまちうら	0.14ha	
8	8	北目1号	きためい1ごう	0.51ha	
9	9	四軒町	よんまんまち	1.43ha	
10	10	六人町	ろくにんまち	0.63ha	
11	11	旧城跡2号	きゅうじょう2ごう	0.87ha	
12	12	旧城跡3号	きゅうじょう3ごう	0.19ha	
13	13	要間1号	ようまん1ごう	1.84ha	
14	14	古庄	こしょう	0.57ha	
15	15	新町前	しんまちまえ	2.25ha	
16	16	明治田地	めいじたぢ	0.94ha	
17	17	白土	しらど	1.53ha	
18	18	駒町	こまちまち	2.44ha	
19	19	七反田1号	しちたんまち1ごう	1.71ha	
20	20	七反田2号	しちたんまち2ごう	0.55ha	
21	21	高坂	たかさか	1.72ha	
22	22	妙山	みょうさん	1.31ha	
23	23	桜井2号	さくらい2ごう	0.97ha	
24	24	桜井3号	さくらい3ごう	0.73ha	
25	25	竹内	たけうち	1.15ha	
26	26	秋山3号	あきやまさん3ごう	1.15ha	
27	27	代	だい	1.16ha	
28	28	永ノ出	ながので	0.63ha	
29	29	入り口	いりぐち	1.57ha	
30	30	鶴巣	つるす	1.48ha	
31	31	中里	なかざと	1.16ha	
32	32	山下	やました	1.85ha	
33	33	難	ひが	0.57ha	
34	34	根木沢	ねぎさわ	0.85ha	
35	35	空山	そらやま	1.54ha	
36	36	椎太平	しいのきたいへい	0.98ha	
37	37	豊田2号	とよだ2ごう	0.13ha	
38	38	小山下	こやまし	0.51ha	
39	39	森井沢	もりいざわ	0.67ha	
40	40	西山下	にしやまし	0.62ha	
41	41	江之舡1号	えのあみいちごう	0.69ha	
42	42	江之舡2号	えのあみ2ごう	0.42ha	
43	43	志津	しづ	1.3ha	
44	44	志津1号	しづ1ごう	1.07ha	
45	45	森内	もりうち	0.91ha	
46	46	吉越	よしこ	0.13ha	

令和8年度 急傾斜地維持管理業務対象箇所

整理番号	番号	箇所名	ふりがな	面積	摘要
47	1	第1号	だいて	1.11ha	
48	2	盛取	つなとり	0.39ha	
49	3	五中	ごなかわ	0.54ha	
50	4	千返	せんばん	0.24ha	
51	5	江辺	えん	1.89ha	
52	6	中作	なかさく	1.89ha	
53	7	東町	とうまち	2.41ha	
54	8	走出1号	はりだし1ごう	0.46ha	
55	9	江の浦2号	えののうにごう	1.12ha	
56	10	北口	きたぐち	0.59ha	
57	11	飛ヶ丘	とがおか	1.29ha	
58	12	海ヶ丘2号	かいがおか2ごう	1.39ha	
59	13	走出2号	はりだし2にごう	0.32ha	
60	14	北口1号	きたぐち1ごう	2.19ha	
61	15	萩の作	おぎのさく	4.16ha	
62	16	猪ヶ丘3号	いのきおかさんごう	0.16ha	
63	17	北口3号	きたぐちさんご	0.83ha	
64	18	寺作	てらさく	1.91ha	
65	19	上代	じょうだい	0.62ha	
66	20	風桂	ふうざい	0.79ha	
67	21	走出3号	はりだし3さんごう	0.35ha	
68	22	中之作1号	なかのさく1ごう	1.17ha	
69	23	中之作3号	なかのさく3ごう	0.39ha	
70	24	中之作2号	なかのさく2ごう	1.32ha	
71	25	根戸	ねのど	0.92ha	
72	26	川岸	かわぎし	0.57ha	
73	27	根戸1号	ねのど1ごう	0.21ha	
74	28	根戸2号	ねのど2ごう	0.95ha	
75	29	鞍	たか	2.88ha	
76	30	折戸	おりど	0.43ha	
77	31	引戸1号	ひきど1ごう	0.51ha	
78	32	引戸2号	ひきど2ごう	0.75ha	
79	33	吉日向	よしたむき	0.59ha	
80	34	永瀬船付	ながせふねつけ	0.01ha	
81	35	松下	まつした	1.05ha	
82	36	田の入	たのいり	0.34ha	
83	37	小屋の内	こやのうち	1.25ha	
84	38	三階	みさき	1.18ha	
85	39	小名派	おなめ	1.12ha	
86	40	百瀬	こみなと	0.3ha	

令和8年度 急傾斜地維持管理業務対象箇所

整理番号	番号	箇所名	ふりがな	面積	摘要
87	1	五反田	ごたんだ	0.45ha	
88	2	千代鶴	ちよづる	0.82ha	
89	3	笠井1号	かさい1ごう	0.53ha	
90	4	村山	むらやま	1.81ha	
91	5	度呂白坂	どろしらさか	1.06ha	
92	6	上浅見	じょうせんみ	0.49ha	
93	7	天王橋	てんわうばし	0.6ha	
94	8	吹矢1号	ふきや1ごう	0.34ha	
95	9	吹矢2号	ふきや2ごう	0.29ha	
96	10	陰城	いんぜい	1.65ha	
97	11	高台堂	こうだいどう	1ha	
98	12	吹矢3号	ふきやさんごう	1.21ha	
99	13	山の神	やまのしめ	1.12ha	
100	14	上浅見2号	じょうせんみ2ごう	0.71ha	
101	15	三園	さんげん	0.37ha	
102	16	三園1号	さんげん1ごう	0.33ha	
103	17	拂拂	ふりふり	0.66ha	
104	18	引川	ひき川	0.56ha	
105	19	天神1号	てんじん1ごう	0.71ha	
106	20	上浅見3号	じょうせんみ3ごう	0.21ha	
107	21	八仙1号	はっせん1ごう	0.72ha	
108	22	勝善2号	かつぜん2ごう	1ha	
109	23	山ノ根1号	やまのね1ごう	0.86ha	
110	24	別所	べっしょ	2.37ha	

表－3 地すべり防止区域維持管理業務対象箇所一覧（14箇所）

**令和8年度 地すべり防止区域維持管理業務対象箇所**

整理番号	番号	区域名	フリガナ	指定面積	摘要
1	1	小島	オシマ	3.65ha	
2	2	菅谷	スガヤ	11.5ha	
3	1	鬼ヶ沢	オニガサワ	8.2ha	
4	2	峰根	ホウネ	5.92ha	
5	3	大利	オオリ	59.49ha	
6	1	芦沢	アシザワ	5.9ha	
7	1	台	ダイ	2.41ha	
8	1	船場	フナバ	14.1ha	
9	2	湯台堂	ユダイトウ	7.5ha	
10	3	手倉	テクラ	8.9ha	
11	4	水野谷	ミズノヤ	11.8ha	
12	5	栄田	サカエダ	5.5ha	
13	6	上ノ台	ガミノダイ	2.76ha	
14	7	越巻	コシマキ	6.1ha	

表－4 ダム維持管理業務対象箇所（1箇所）

**令和8年度 ダム維持管理業務対象箇所**

委託番号	番号	ダム名	住所	集水面積	摘要
1	1	小玉ダム	いわき市小川町高萩地内	0.48平方km	

表－5 雨量観測所管理業務対象箇所一覧（12箇所）

**令和8年度 雨量観測所管理業務対象箇所一覧**

雨量観測所

整理番号	番号	観測所名	所在地	備考
1	1	いわき建設事務所 (水防いわき)	いわき市平梅本15	
2	1	大利雨量	いわき市好間町大利字井田木	
	2	好間雨量	いわき市好間町中好間字中川原	
4	1	神楽雨量	いわき市川前町大字川前字神楽1 (神楽山山頂)	
5	2	愛宕雨量	田村郡小野町愛宕1(愛宕山山頂)	
6	3	水防矢大臣	田村郡小野町大字湯沢字南矢大臣 (矢大臣山山頂)	
7	4	小玉ダム管理所 (水防小玉)	いわき市小川町高萩字釜の前1-8	
8	1	三和雨量	いわき市三和町下市萱字竹ノ内	
	2	水防水石	いわき市三和町合戸字内畑280 (水石山山頂)	
10	3	水防宿下雨量	いわき市三和町上永井字大平田前	
11	1	大久雨量水位	いわき市大久町大久字脇	
12	1	常磐白鳥雨量	いわき市常磐白鳥町小田倉	

表－6 水位観測所管理業務対象箇所一覧（15箇所）

令和8年度 水位観測所管理業務対象箇所一覧

水位観測所					
整理番号	番号	河川名	観測所名	住所	備考
1	1	滑津川	上高久水位	いわき市平上高久字五反田	
2	2	新川	梅本水位	いわき市平字梅本	
3	1	新川	内郷水位	いわき市内郷白水字蛭内73-1	
4	2	好間川	好間水位	いわき市好間町上好間大堰1	
5	1	夏井川	小川水位	いわき市小川町上小川字彦太郎5-6	
6	1	夏井川	鎌田水位	いわき市平鎌田17	
7	2	夏井川	中神谷水位	いわき市平中神谷字前河原	
8	3	仁井田川	下神谷水位	いわき市平下神谷字龜下	
9	1	大久川	大久雨量水位	いわき市大久町大久字脇	
10	1	仁井田川	須賀橋水位	いわき市四倉町字掘込	
11	2	仁井田川	戸田水位	いわき市四倉町戸田字北高柳	
12	1	藤原川	南富岡水位	いわき市小名浜南富岡字中前23	
13	2	矢田川	鹿島水位	いわき市小名浜林城字塚前7-3	
14	1	藤原川	下船尾水位	いわき市常磐西郷町落合	
15	2	釜戸川	田部水位	いわき市渡辺町字田部字六丹田	

表－7 県有地管理業務箇所（1箇所）

令和8年度 県有地管理業務箇所

県有地					
整理番号	番号	県有地名	住 所	管理面積	備 考
1	1	下神白県有地	いわき市永崎字橋出21-1他	13.9ha	

表－8 海岸維持管理業務対象箇所一覧（11箇所）

令和8年度 海岸維持管理業務対象箇所一覧

番号	名称	地区名称	指定延長 (m)	摘要
1	久之浜海岸	末続地区海岸	2,311	
2		金ヶ沢地区海岸	1,175	
3		久之浜地区海岸	2,466	
4	四倉海岸	仁井田地区海岸	3,090	
5		草野下神谷地区海岸	1,409	
6		夏井地区海岸	4,446	
7		沼ノ内地区海岸	467	
8		豊間地区海岸	1,765	
9	磐城海岸	永崎地区海岸	2,015	
10		下神白地区海岸	1,670	
11		剣浜地区海岸	2,285	

表－9 一般除雪業務、凍結抑制剤人力・機械散布業務対象路線一覧（37路線）

種別	(路線番号)路線名	延長(km)	備考
国	(349) 349号	5. 1	
国	(399) 399号	38. 5	
主	(14)いわき石川線	12. 7	
主	(15)小名浜四倉線	22. 3	
主	(20)いわき上三坂小野線	33. 1	
主	(26)小名浜平線	11. 8	
主	(35)いわき浪江線	14. 8	
主	(36)小野富岡線	8. 3	
主	(41)小野四倉線	38. 0	
主	(48)江名常磐線	10. 3	
主	(56)常磐勿来線	8. 6	
主	(66)小名浜小野線	41. 0	
一	(133)赤井停車場線	13. 7	
一	(135)三株下市萱小川線	22. 9	
一	(145)吉間田滝根線	1. 2	
一	(156)小名浜港線	1. 7	
一	(157)久ノ浜港線	0. 7	
一	(158)湯本停車場線	0. 1	
一	(159)草野停車場線	0. 5	
一	(160)四倉停車場線	0. 3	
一	(161)久ノ之浜停車場線	0. 1	
一	(229)甲塚古墳線	4. 8	
一	(239)泉岩間植田線	4. 2	
一	(240)釜戸小名浜線	10. 3	
一	(241)下高久谷川瀬線	6. 3	
一	(245)白岩久之浜線	4. 7	
一	(246)折木筒木原久之浜線	4. 7	
一	(247)片倉末続停車場線	5. 8	

一	(248) 小川赤井平線	7. 5	
一	(249) 上戸渡広野線	—	
一	(287) 上川内川前線	12. 4	
一	(358) 川前停車場上三坂線	12. 7	
一	(359) 神俣停車場川前線	16. 8	
一	(363) 八茎四倉線	11. 0	
一	(371) 湯の岳別所線	9. 4	
一	(378) 高久鹿島線	3. 7	
一	(382) 豊間四倉線	16. 1	
一	(395) 四倉久之浜線	4. 9	
計	37路線		

※種別の「国」は一般国道、「主」は主要地方道、「一」は一般県道を示す。

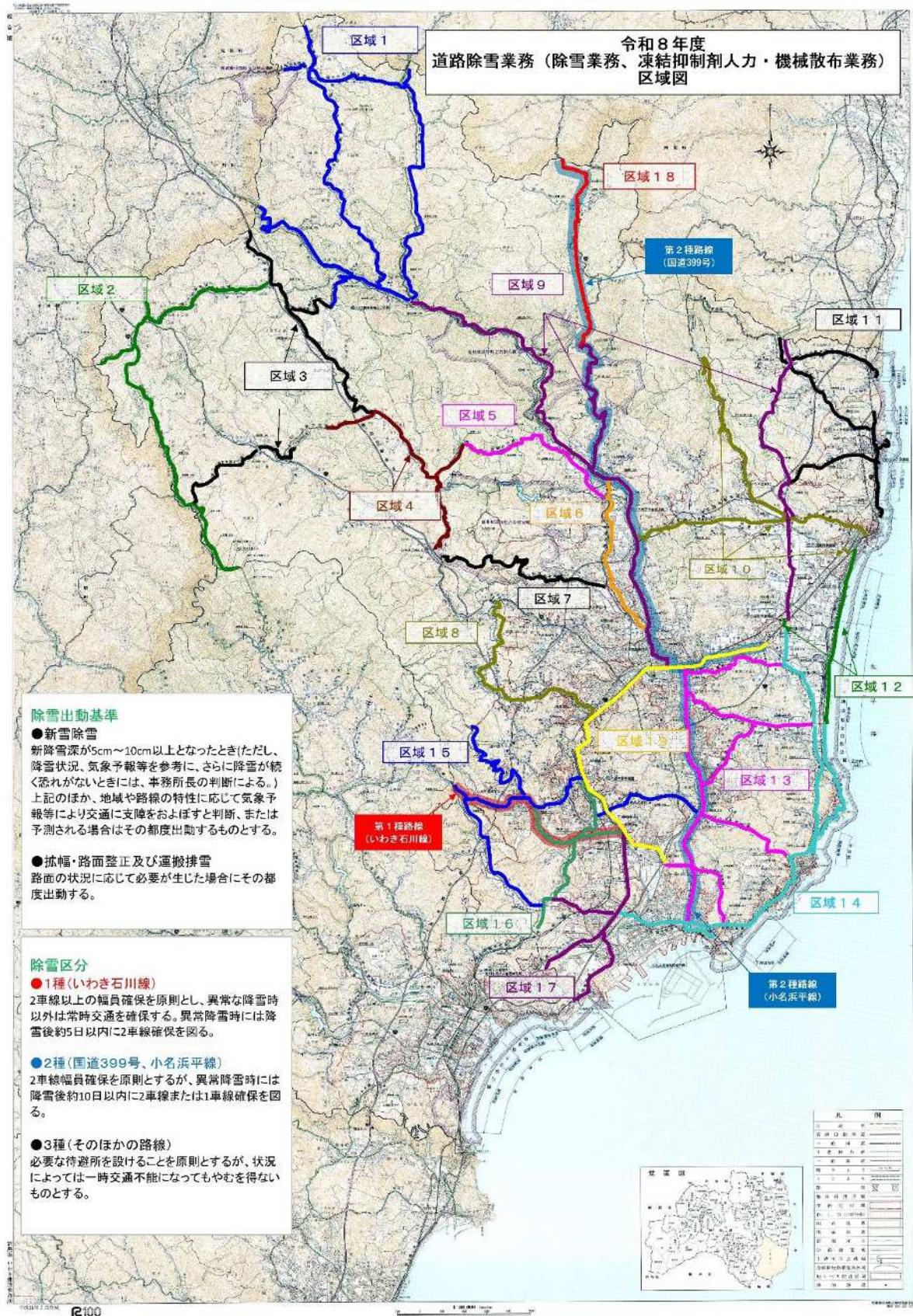
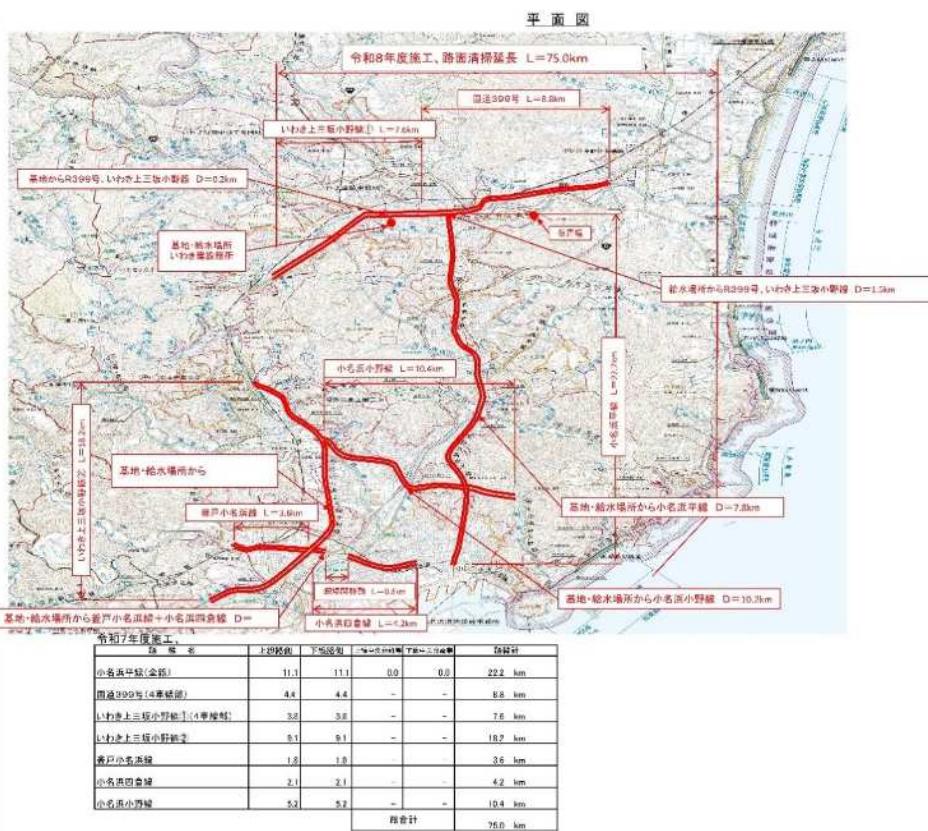


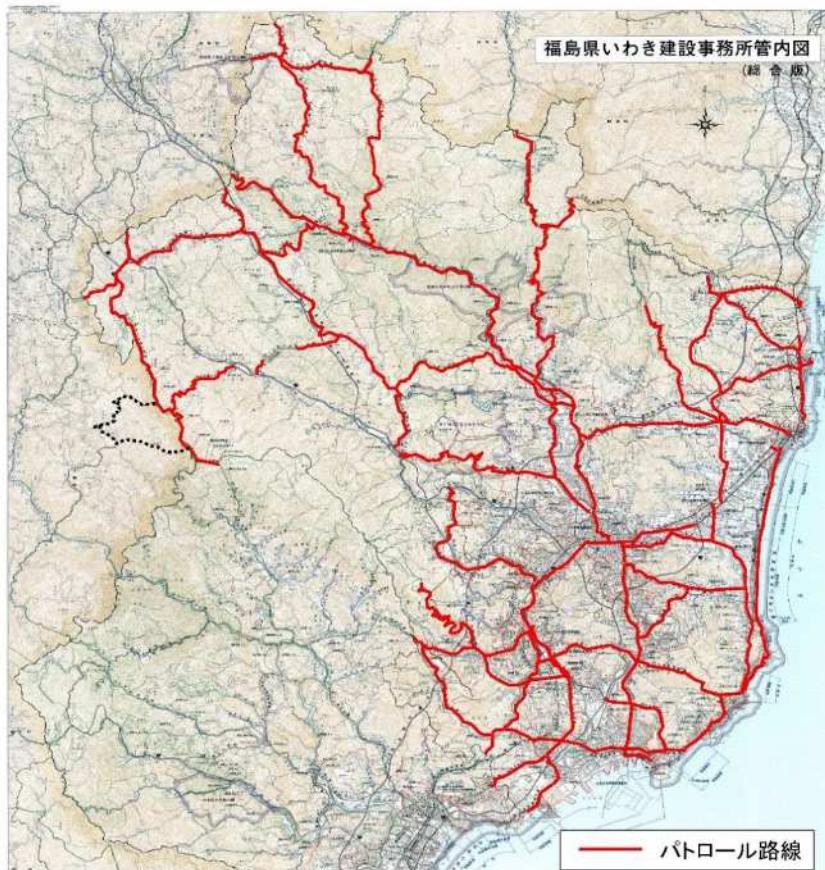
図-3 道路除雪業務（除雪業務、凍結抑制剤人力・機械散布業務）区域図（19区域）



図-4 道路除草業務



図－5 路面清掃業務



図－6 道路パトロール業務

## 2 道路維持補修業務特記仕様書

- 1 受注者は、この業務を担当するいわき建設事務所長（以下「所長」という。）又は所長の指定する監督員の指示に従い、受注者の責任において道路維持補修業務委託発注書（以下「発注書」という。）、図面及び福島県土木部発行の共通仕様書（土木工事編）（以下「仕様書」という。）によって施工すること。  
なお、本特記仕様書は仕様書より優先する。
- 2 施工箇所は、別紙に定める路線（区間）の内から指示された箇所とする。
- 3 発注書、図面及び仕様書に明示されていないものでも、業務の性質上当然必要な事項及び法令または慣例によって履行しなければならない事項は、監督員の指示を受け処理すること。
- 4 受注者は、契約の日の翌日より所長の指示を受けられる体制を整え、直ちに業務ができるよう準備すること。
- 5 受注者は、一件毎に発注された業務が完了したときは、直ちに完了届を提出し、検査を受けること。
- 6 本業務は、道路維持補修業務の性質上、突発的な緊急業務に対処するため、指定工期として、休日及び祝祭日を含むものとする。
- 7 業務における発生材（残土を含む）は、速やかに跡片付けし、交通及び保安上の障害とならないようその都度監督員の指示する箇所に運搬し、適正に処理すること。
- 8 業務実施時には道路保安施設、交通誘導員の配置等の安全対策を行うこと。
- 9 受注者は、いわき市で気象警報発令時または震度5弱以上の地震が発生した場合は、速やかにパトロール体制を整え、監督員の指示する路線をパトロールし、速やかにその結果を電話等により報告すること。
- 10 受注者は、前項1によるパトロール完了後速やかに、道路パトロール報告書（様式第7号）を提出すること。
- 11 受注者は、東北道路啓開計画（福島県版）に基づき、大規模災害発生時には、本計画に位置付けられた路線において、道路啓開を実施すること。

### 3 舗装維持修繕業務特記仕様書

- 1 受注者は、この業務を担当する福島県いわき建設事務所長（以下「所長」という。）又は所長の指定する監督員の指示に従い、受注者の責任において舗装維持修繕業務発注書（以下「発注書」という。）、図面及び福島県土木部発行の共通仕様書（土木工事編）（以下「仕様書」という。）によって施工すること。  
なお、本特記仕様書は仕様書より優先する。
- 2 施工箇所は、別紙に定める路線（区間）の内から指示された箇所とする。
- 3 発注書、図面及び仕様書に明示されていないものでも、業務の性質上当然必要な事項及び法令または慣例によって履行しなければならない事項は監督員の指示を受け処理すること。
- 4 受注者は、契約の日より所長の指示を受けられる体制を整え、直ちに業務ができるよう準備すること。
- 5 受注者は、一件毎に発注された業務が完了したときは直ちに完了届を提出し、検査を受けること。
- 6 本業務は業務の性質上、突発的な緊急業務に対応するため、指定工期として休日及び祝日を含むものとする。
- 7 業務における発生材（残土を含む）は速やかに跡片付けし、交通及び保安上の障害とならないようその都度監督員の指示する箇所に運搬し、適正に処理すること。
- 8 業務実施時には道路保安施設、交通誘導員の配置等の安全対策を行うこと。
- 9 欠損部補修について  
アスファルト合材は、工場出荷時、現場到着時、施工事（敷均し）について温度管理を行うこと。  
歩掛中の諸雑費は瀝青材、舗装用石灰粉、スコップ、レーキ、バーナー損料、プロパン、振動ローラー損料、振動コンパクタ損料、燃料、修繕縁端の脆弱部取り除き、舗装殻処理、舗装殻運搬、区画線設置等の費用とする。
- 10 クラック補修工について  
歩掛中の諸雑費は空気圧縮機（排出ガス対策型）運転経費、アスファルトケトル損料、ほうき、はけ、プライマー等の費用とする。
- 11 時間外労務単価について  
時間外労務単価は下記により割増を行う。  
時間外労務単価＝契約単価（平日時間内 8時～17時）×割増率×割増対象賃金比

平日時間外（5:00～8:00, 17:00～22:00)	割増率 125
平日時間外の深夜（22:00～5:00)	割増率 150
休日（5:00～22:00)	割増率 135
休日の深夜（22:00～5:00)	割増率 160

具体的な乗数は、時間外割増率一覧表による。
- 12 本業務は緊急を要する業務であるため、緊急対応ができない場合は、隣接する会社への対応依頼を行うものとする。

## 4 河川等維持管理業務特記仕様書

- 1 受注者は、この業務を担当するいわき建設事務所長（以下「所長」という。）または所長の指定する監督員の指示に従い、受注者の責任において河川等維持管理業務委託発注書（以下「発注書」という。）、図面、及び福島県土木部発行の共通仕様書（土木工事編）（以下「仕様書」という。）によって施工すること。  
本特記仕様書は仕様書より優先する。
- 2 施工箇所は、別紙契約書に定める河川等の内から指示された箇所とする。
- 3 発注書、図面及び仕様書に明示されていないものでも、工事の性質上当然必要な事項及び法令または慣例によって履行しなければならない事項は、甲と協議のうえ監督員の指示により処理すること。
- 4 受注者は、契約の日の翌日より所長の指示を受けられる体制を整え直ちに工事ができるよう準備すること。
- 5 受注者は、所長の指示に応じて直ちに業務ができるような体制を保持すること。
- 6 受注者は、一件毎に発注された工事が完了したときは、直ちに完了届を提出し検査を受けなければならない。
- 7 本業務は、防災上の観点から緊急性・重要性が高い工事に対処するために、指定工期として祝祭日を含むものとする。
- 8 発生材料の処分については、自由処分の場合を除き、その都度監督員の指示する箇所に運搬すること。
- 9 震度5以上の地震発生時及び各種警報が発令され発注者の指示があった場合は、河川等パトロールを速やかに開始するものとする。なお、津波警報等が発令された場合は、警報解除後に速やかにパトロールを実施するものとする。
- 10 パトロールは原則2人体制とし、必ず1人は状況写真に写ること。
- 11 機械器具の運搬については、経費に含むものとする。
- 12 本業務は緊急を要する業務であるため、緊急対応ができない場合は、隣接する会社への対応依頼を行うものとする。
- 13 時間外労務単価について

時間外労務単価は下記により割増を行う。

時間外労務単価=契約単価（平日時間内 8時～17時）×割増率×割増対象賃金比

平日時間外（5:00～8:00, 17:00～22:00）	割増率 125
-------------------------------	---------

平日時間外の深夜（22:00～5:00）	割増率 150
----------------------	---------

休日（5:00～22:00）	割増率 135
----------------	---------

休日の深夜（22:00～5:00）	割増率 160
-------------------	---------

具体的な乗数は、時間外割増率一覧表による。

## 5 道路除雪業務仕様書

### (適用範囲)

第1条 この仕様書は除雪業務に必要な一般事項について示すもので、この仕様書に記載しない事項については監督員の指示によるものとする。

### (除雪機械)

第2条 この作業に必要となる下記の除雪機械（機械）を用意すること。（リース機械可）

除雪機械（機械）名	規 格	台 数
モータグレーダー	3. 1 m 3	1 7 台
トラクタショベル	0. 5 ~ 2. 0 m 3	1 1 台
凍結抑制剤散布装置	—	4 台
ダンプトラック	積載量 2 t 駆動形式 4 WD	4 台

また、除雪作業の効率化を目的とした GPS トラッカーは無償貸与とする。

### (除雪作業等の出動基準)

第3条 除雪機械の出動の時期は、新降雪深が 5 cm～10 cm 以上となった場合（ただし、降雪状況、気象予報等を参考に、さらに降雪が続く恐れがないときには事務所長の判断による。）で、監督員の指示により出動するものとし、圧雪層厚を路面上 5 cm 以下にすることを原則とする。

凍結抑制剤人力散布及び機械散布の出動の時期は、監督員の指示により出動するものとする。なお、凍結抑制剤は発注者が支給する。

### (除雪区分)

第4条 本契約の除雪区分は第3種とし、この除雪区分に従った除雪作業を行い交通を確保しなければならない。

### (除雪作業の管理及び検収)

第5条 発注者が示す除雪作業日報（第8号様式）による運転時間で検収を行うものとする。検収に当たっては GPS トラッカーを除雪車両に搭載し除雪管理システムに情報を登録すること。

2 除雪作業終了の際は、発注者に始時・終時、除雪作業状況、路面状況等を報告するものとする。なお、受注者は除雪実施確認表（第9号様式）を備え発注者がパトロールした場合に確認を受けなければならない。

### (監督員の指示)

第6条 除雪作業は各条項により受注者が施行するものであるが、除雪は特殊な作業であり、出動時間帯、除雪工法等監督員が指示する場合もありその時はその指示に従わなければならない。

### (除雪機械使用実績の報告)

第7条 受注者は除雪作業日報（第8号様式）と除雪実施確認表（第9号様式）を発注者

に提出するものとする。

(提出書類及び提出時期)

第8条 受注者は次の各号に掲げる書類を各提出時期までに発注者に提出するものとする。

- (1) 除雪作業日報（第8号様式）（出動の都度）
- (2) 除雪実施確認表（第9号様式）（毎月10日、20日及び月末日）
- (3) 除雪状況写真 （毎月10日、20日及び月末日）

※除雪作業日報についてはGPSトラッカーを用いて除雪管理システムに情報を登録後、  
第8号様式による提出を標準とするが、通信不能時等やむを得ない状況の場合のみ第  
8-1号様式、第8-2号様式の提出とする。

(雪道巡回)

第9条 発注者は、降雪や凍結等の状況から特に必要があると認めた場合は受注者に雪道巡回の指示を行うものとする。

- 2 受注者は、発注者より雪道巡回の指示があった場合は速やかにこれに従うこと。
- 3 受注者は、雪道巡回終了の際は、発注者に路面状況等の報告をするものとする。

(その他)

第10条 本仕様書に必要な様式は、様式第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第8-1号、第8-2号、及び第9号とし別途指示する。

- 2 除雪機械の除雪作業日報の整備は「除雪機械作業記録作成要領」によるものとし別途指示する。

## 別紙

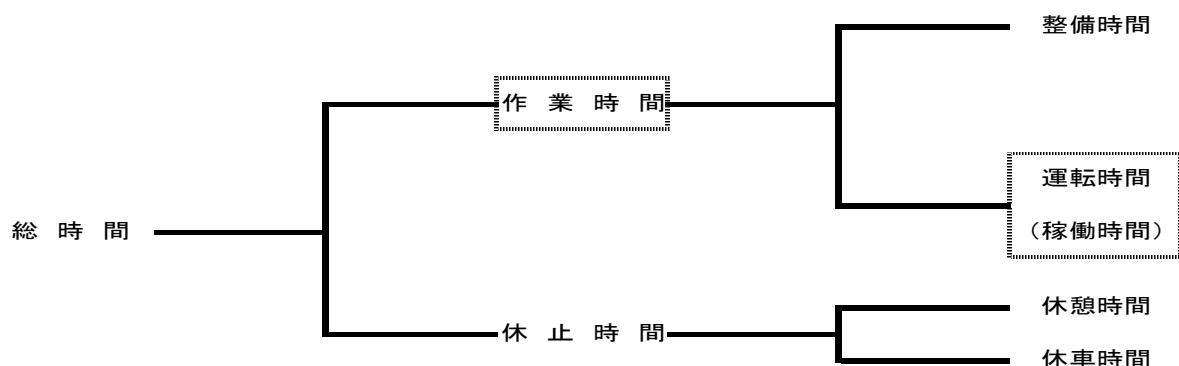
### 除雪機械作業記録作成要領

#### 1. 時間

時間は1日24時間として次によって示す。

単位は時、分を用い、5分単位とする。

(例 0, 5, 10, 15, 20 . . . )



#### 2. 運転時間（稼働時間）

機械の作業をした時間をいい、以下のものを含む。

##### (a) 実作業時間

主目的である除雪作業をした時間

(注) 除雪作業を目的としている処へ、トラック等が故障又は雪のため動かなくなり

除雪作業に支障をきたすため、これをけん引した場合等の時間は実作業時間には  
含まない。

##### (b) その他の運転時間

主目的以外の作業をした時間

(注) 現場試運転のための運転、整備点検のための運転、エンジンの空運転、及び実  
作業時間の説明 (注) に示した場合等の運転時間をいう。

工場内における各種運転時間はこれに含まれず整備時間とみなす。

契約の受注者側における事務所提出の日数の記入方法は前記点線表示の稼働時間を記入する。

## 6 道路パトロール業務共通仕様書

### 第1章 総則

#### (適用範囲)

第1条 本共通仕様書は、福島県が委託する道路パトロール業務（以下「業務」という。）に適用するものとし、受注者（以下「乙」という。）は、関係法令、契約書、共通仕様書、特記仕様書に基づいて適正にパトロールを実施しなければならない。

2 共通仕様書及び特記仕様書は相互に補完しあうものとし、そのいずれかによって定められている事項は契約の履行を拘束する。

#### (業務の目的)

第2条 道路パトロール（以下「パトロール」という。）は、道路が常時良好な状態に保たれるよう道路及び道路の利用状況を把握し、道路の異常及び不法占用物等に対して適切かつ迅速な措置を講ずるとともに、道路を管理する上で必要な情報及び資料を収集することを目的とする。

#### (用語の定義)

第3条 この仕様書において、「監督員」「業務管理責任者」「パトロール要員」「運転手」の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 「監督員」とは、発注者（以下「甲」という。）の命を受けて業務を監督する者で、道路監理員（道路法（昭和27年法律第180号）第71条第4項の規定に基づき道路管理者が任命した者）の中から甲が任命し監督員として乙に通知した者をいう。
  - (2) 「業務管理責任者」とは、業務契約の履行に関し業務の掌握及び巡回員の指揮監督等を行う実施責任者で、乙が定め甲に通知した者をいう。
  - (3) 「パトロール要員」とは、本仕様書の定めるところにより、パトロール、その他道路異常箇所の応急処置業務等を行う乙の職員をいう。
  - (4) 「運転手」とは、本仕様書の定めるところにより、パトロール車の運転、その他の関係業務を行う乙の職員をいう。
- 2 この仕様書において、以下の言葉の定義は次の各号の定めるところによる。
- (1) 「指示」とは、監督員が業務管理責任者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し実施させることをいう。緊急の場合は電話等の口頭によるものとし、後日、書面により提出できるものとする。
  - (2) 「助言」とは、道路異常等に際し、道路パトロール車に同乗している発注機関の職員（以下「道路監理員」という。）から対応方針を示すことをいう。
  - (3) 「承諾」とは、乙が甲に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、甲が書面により業務上の行為に同意することをいう。
  - (4) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について甲と乙が対等の立場で合議することをいう。
  - (5) 「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために業務管理責任者と監督員が

面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

- (6) 「報告」とは、乙が甲に対し、業務の遂行に係る事項について書面をもって知らせることをいう。
- (7) 「提出」とは、乙が甲に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し差し出すことをいう。
- (8) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し署名又は捺印したものと有効とする。緊急を要する場合は、FAXまたはメールにより伝達できるものとするが、後日、有効な書面を提出するものとする。
- (9) 甲がその権限を行使するときは、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合に口頭による指示等を行った場合には、それに従うものとする。

#### (疑義)

第4条 本仕様書に定めなき事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して合意のもと対応について決定するものとする。

## 第2章 パトロール

### (パトロールの区分及び定義)

第5条 パトロールの区分は、通常パトロール、夜間パトロール、休日パトロールとし、その定義は次のとおりとする。

- 2 通常パトロールとは、平日昼間における道路及び道路の利用状況を把握するためのパトロールをいう。
- 3 夜間パトロールとは、日没後の道路及び道路の利用状況を把握するためのパトロールをいう。
- 4 休日パトロールとは、年末年始休暇及び土日祝祭日等（発注機関閉庁日）が4日間以上連続する場合、実施するパトロールをいう。

### (パトロールの内容)

第6条 通常パトロールは、次の各号に掲げる点検項目について、車両からの目視により行うものとし、必要がある場合は下車して徒步により行うものとする。

- (1) 路面の状況
- (2) 路肩、路側の状況
- (3) 歩道の状況
- (4) 法面の状況
- (5) 排水施設の状況
- (6) 橋梁の状況
- (7) トンネルの状況
- (8) 擁壁の状況
- (9) 交通安全施設等の状況
- (10) 街路樹及び植樹帯、支障木等の状況

- (11) 道路工事、占用工事等の保安施設・交通処理状況
  - (12) 道路隣接地における工事の状況
  - (13) 道路の不法占用の状況
  - (14) 除雪、雪庇、氷柱、雪崩危険箇所の状況
  - (15) その他
- 2 夜間パトロールは、次の各号に掲げる事項について、車両からの目視により行うものとし、必要がある場合は下車して徒步により行うものとする。
- (1) 道路照明施設及び自発光表示板の点灯状況
  - (2) 交通安全施設（道路標識、視線誘導標、区画線等の視認性）の状況
  - (3) 道路工事等の施工箇所における保安灯等施設の設置状況・交通処理状況
- 3 休日パトロールは第1項及び第2項に準じて行うものとする。

（業務計画書）

- 第7条 乙は契約後すみやかに業務計画書を作成し、甲に提出し承諾を受けなければならぬ。
- 2 業務計画書には契約図書等に基づき下記事項等を記入する。
- (1) 業務の目的、概要
  - (2) 道路監理員（同乗する発注機関の職員）を含めた組織体系図・役割分担
  - (3) 監督員を含めた組織内の連絡系統図
  - (4) 巡回路線
  - (5) 実施内容（道路パトロールの方法、各応急処置作業の方法）
  - (6) 緊急時の連絡体制
  - (7) 巡回結果の報告要領
  - (8) 業務管理責任者及び作業員の氏名・所持資格等
  - (9) 作業員の安全管理及び交通管理、第三者への配慮
  - (10) その他の業務上の必要となる事項
- 3 業務計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度、変更業務計画書を作成し甲に提出し承諾を受けなければならない。

（パトロールのコース及び実施日）

- 第8条 パトロールを実施する路線及びパトロールを実施する日は、あらかじめ甲が作成するパトロールコース図及び月別パトロール予定表によるものとする。

（業務管理責任者）

- 第9条 業務管理責任者はパトロールの適切な履行を確保するため、パトロール要員、運転手を指導、監督しなければならない。
- 2 業務管理責任者は、必要に応じ監督員に業務全般に関して履行状況の報告を行うとともに、業務の実施計画（月間業務計画、翌月の作業員の人員配置案等）を提出し監督員の承諾を受けること。また、その他業務を実施する上で必要となる事項がある場合は併せて協議すること。

3 業務管理責任者は、パトロール要員及び運転手がパトロールを実施している間は、監督員と連絡がとれるようにしておかなければならない。

(パトロール要員及び運転手)

第10条 乙は、パトロール要員及び運転手を定め、その氏名その他必要な事項を監督員に通知しなければならない。パトロール要員及び運転手を変更したときも、同様とする。

2 パトロール要員及び運転手は、それぞれを兼ねることができる。ただし、前条に規定する業務管理責任者を兼ねることができない。

3 急病等に対応するため、パトロール要員、運転手とも複数名対応できる状態にあること。

4 1回のパトロールにて乗車するパトロール要員及び運転手は各1名とする。

(履行する際の留意事項)

第11条 業務管理責任者は、本仕様書及び特記仕様書で示された義務の適正な履行の確保に努めなければならない。

2 パトロール要員は、業務計画書に基づきパトロールを行い、その任務の履行に努めるものとする。

3 運転手は、常に安全運転に努めなければならないものとする。

4 業務の履行にあたっては、常に県民から注目されていることを自覚し誤解を招く行動をとらないこと。

5 パトロール要員及び運転手は、道路パトロール車の旋回や休憩時等に立ち入る場所を監督員とあらかじめ確認するものとし、道路維持作業を実施する等の理由により私有地の近傍で停車及び作業をする必要がある場合は道路監理員（同乗する発注機関の職員）（以下「道路監理員」という）の助言に従うものとする。

6 パトロール要員及び運転手は甲が発行する身分証明書を携行し、関係人から請求があったときはこれを提示するものとする。

7 パトロール要員は緊急連絡に対応するため2以上の電話回線（携帯電話等）を確保しておくものとする。

8 業務管理責任者とパトロール要員における連絡はパトロール要員の携帯電話で行うことを基本とするが、携帯電話不通区間等のやむを得ない場合はパトロール要員及び運転手も道路パトロール車の衛星携帯電話を使用することができる。

(業務の履行)

第12条 乙は、業務計画書に基づき業務を履行するものとする。

2 甲は業務の都合により必要があると認めたときは、第1項に定める業務のほか、第2条に示す目的を達成するために必要な業務を履行させができるものとする。

(道路異常時の対応)

第13条 巡回にあたり、次のような事象を発見した場合は下車して状況を確認し、必要がある場合は道路監理員からの助言により応急処置業務を行うものとする。

- (1) 道路及び道路付属物の損傷並びに路上障害物、又は異常を発見した場合
  - (2) 道路工事等の原因により交通及び沿道環境に支障となっている場合、又はその恐れがある場合
  - (3) 道路の不法占用等、その他道路の管理上支障となる行為を発見した場合
- 2 落石、積載物の落下等により交通に支障を及ぼしている場合
- 3 その他、交通支障となる事象が発生又は発生するおそれがある場合

(緊急時の対応)

第14条 巡回にあたり、今にも交通事故を誘発するような緊急を要する事象を発見した場合は、応急処置を講ずるとともに、必要がある場合は道路監理員からの助言により、交通誘導等の二次災害防止の処置に当たるものとする。

(パトロール結果の記録)

第15条 パトロール結果の記録は次の各号によるものとする。

- (1) パトロール時に発見した異常については、箇所毎に道路異常箇所状況報告書（様式任意）を作成し、監督員に提出するものとする。
- (2) 前号の様式は、業務計画書中に添付すること。

### 第3章 運転業務

(パトロールに使用する車両)

第16条 パトロールに使用する車両は、甲が貸与する道路パトロール車を使用する。

(業務内容)

第17条 運転手は、原則として業務計画書に基づく車両運行を行うものとする。

- 2 運転手は、車両の運転の他、次の業務を行うものとする。

- (1) 燃料の補給
- (2) 車両の保守点検整備（始業前点検、洗車・車内清掃、給油脂）  
なお、車両に異常が確認された場合は、甲と協議し、安全に運行できる体制を取ること。
- (3) 自動車使用簿の記録
- (4) 応急処置業務を行うパトロール要員の補助
- (5) 応急処置業務を行うパトロール要員の安全確保のための交通誘導
- (6) 調査等を行う道路監理員の安全確保のための交通誘導

### 第4章 その他

(職員の同乗)

第18条 パトロール業務は、原則として甲により指名された道路監理員を同乗させて実

施すること。

2 パトロール要員及び運転手は、同乗した道路監理員にパトロールに関して助言を求めることができる。

(守秘義務)

第19条 乙は業務の過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

## 7 道路パトロール業務特記仕様書

### 第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、福島県いわき建設事務所（以下「甲」という。）が受注者（以下「乙」という。）に委託する道路パトロール業務（以下「業務」という。）に適用する。

2 特記仕様書及び共通仕様書は相互に補完しあうものとし、そのいずれかによって定められている事項は契約の履行を拘束する。

(委託区間)

第2条 福島県いわき建設事務所管内の別表に示す区間を委託区間とする。

### 第2章 業務内容等

(パトロールの詳細)

第3条 共通仕様書第6条に掲げる点検項目の詳細は以下のとおりとする。

番号	項目	詳細
1	路面の状況	路面の汚れ、損傷、表面水、落下物、崩土等
2	路肩、路側の状況	路肩の欠損、舗装面との段差等
3	歩道の状況	損傷、障害物の有無、側溝の開口部等
4	法面の状況	法面の崩壊、浮石・落石、倒木等の有無等
5	排水施設の状況	排水施設の破損、通水状況、側溝蓋の破損等
6	橋梁の状況	橋面舗装の状況、高欄の破損、伸縮装置の異常等
7	トンネルの状況	覆工の側壁部の汚れ、ひび割れ、漏水、照明施設の状況、坑門及び坑門付近の斜面状況等
8	擁壁の状況	擁壁・積ブロック等の破損、滑動、はらみだし等
9	交通安全施設等の状況	防護柵、道路標識、道路情報板、視線誘導標、区画線に関する破損、表示異常、経年劣化、摩耗等
10	街路樹、植樹帯、支障木等の状況	建築限界への抵触、信号機・標識等の視認障害、カーブ・丁字路における見通しの確保等
11	道路工事、占用工事等の保安施設及び交通処理状況	工事看板や標識、防護柵等の安全施設の設置状況 工事区間の路面状況及び交通規制状況や誘導員配置状況等
12	道路隣接地における工事の状況	看板や標識、防護柵等の設置状況、切土・盛土の状況 工事区間の路面状況及び交通規制の方法や誘導員の配置等

13	道路の不法占用の状況	不法占用物の有無、道路敷地内における不正使用の有無等
14	除雪、雪庇、氷柱、雪崩危険箇所の状況	路面の積雪、凍結状況、除雪作業の必要性 雪庇、氷柱の発生状況、雪崩危険箇所の状況等

(道路異常等に対する措置)

第4条 道路パトロール業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）第2条に示す「道路の異常及び不法占用物等に対して、適切な措置」とは、次の各号のとおりとする。

- (1) 舗装路面にできたポットホール等の常温合材による小規模修繕作業
- (2) 簡易な路面清掃、路面表面水の除去
- (3) 路肩欠損箇所への路肩杭設置
- (4) 落石、倒木、小動物死骸等の道路落下物等通行障害物の撤去  
(処分方法等については、発注者と当初打合せ時に協議する)
- (5) 排水施設の土砂撤去、落葉撤去、側溝蓋の清掃、交換又は立入防止措置
- (6) 橋梁の高欄等異常時の立入防止又は転落防止の措置（簡易的なものに限る）
- (7) 視界を妨げる植樹、雑草の除草、及び建築限界を侵す樹木の伐木、枝払い（簡易的なものに限る）
- (8) 歩車道境界ブロックの再設置
- (9) 車両用防護柵破損箇所への視線誘導等措置
- (10) 転落防護柵破損箇所への転落防止等措置（簡易的なものに限る）
- (11) 不法占用物の除去又は注意表示の設置
- (12) 雪庇、氷柱の除去（簡易的なものに限る）
- (13) 危険事象に対する回避措置や進入防止措置
- (14) その他、道路交通に支障となる事象又はなり得る事象に対する措置

(従事者の資格)

第5条 業務管理責任者、パトロール要員及び運転手の資格等要件は、次のとおりとする。

- (1) 業務管理責任者は、以下のいずれかの業務に5年以上従事した経験を有する者であること。
  - ア 現に供用している道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項の道路の測量、改築、維持、修繕、災害復旧その他管理に係る業務
  - イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第1条第4項の交通誘導警備業務
- (2) パトロール要員及び運転手は、前条に示す道路上での作業ができること。かつ、自動車の運転について以下の要件を満足する者であること。
  - ア 第一種普通自動車運転免許以上を有し、かつ、普通自動車以上の運転経験が5年以上であること。
  - イ 過去5年以内に重大な交通事故を起こしていないこと。

ウ 過去5年以内に重大な交通違反（行政処分を伴うもの）をしていないこと。

(3) 甲は、業務管理責任者、道路パトロール要員、運転手の能力及び適性が不適当と認めた場合は、乙と協議して変更を求めるものとする。

(パトロール車両)

第7条 業務に当たっては、甲の道路パトロール車を使用する。

- 2 乙は、本仕様書で規定する道路パトロール車を「道路パトロール等業務に伴う自動車の使用要領」及び「車両管理に関する留意事項」に基づき使用・管理するものとする。
- 3 貸与する道路パトロール車は、甲が自動車賠償損害保険（自賠責保険）に加入する。
- 4 任意保険については乙の被保険者について乙が加入するものとし、保険金額は対人賠償、対物賠償ともに無制限、人身傷害は5,000万円以上とすること。
- 5 乙は、前項により業務を始める日までに保険契約を締結し、その証書等の写しを監督員に提出すること。
- 6 乙の責に帰すべき理由により自動車を亡失又はき損したときは、補墳・修理し、又はその損害額を弁償しなければならない（道路パトロール等業務に伴う自動車の使用要領第5条第2項）。  
そのための保険（車両保険）の加入及び加入額については乙の任意とする。
- 7 甲の責に帰すべき事由により自動車を亡失又はき損したときは、甲が負担する（車両管理に関する留意事項 第4条）。

(道路パトロール車への受注者名の標示)

第8条 乙は、貸与する道路パトロール車に、受注者名を次の要領で標示するものとする。

- 2 標示方法は、道路パトロール車にマグネット板等を貼付する方法によるものとし、標示する文字形式及び寸法は、原則、図-1のとおりとする。
- 3 図-1において、幅15cmの白地マグネット板に黒字で標示し、標示内容は、『受注者：○○○○』とし、『○○○○』には受注者名を標示するものとする。
- 4 マグネット板等の貼付にあたっては、車両の両側侧面とする。

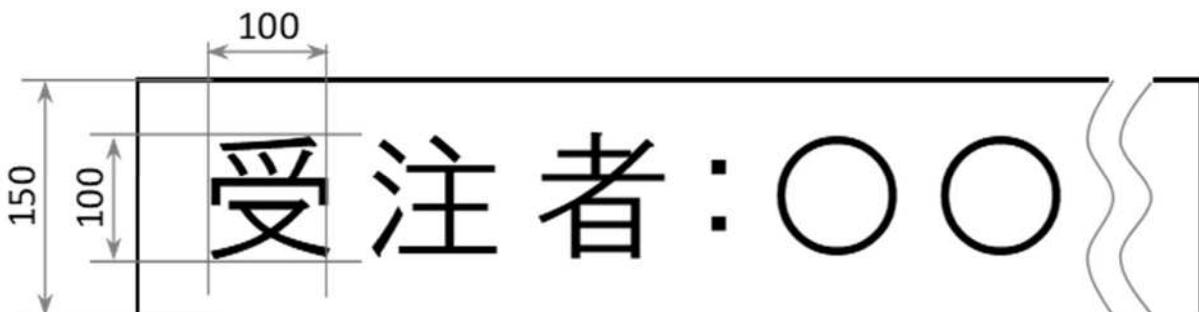


図-1 受注者名の標示例

(事故報告)

第9条 業務履行中に交通事故又は作業における事故等が発生したときは、乙は直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指定する期日までに甲が指定する様式により「事故報告書」を提出しなければならない。

(パトロール要員の遵守事項)

第10条 パトロール要員がパトロールにあたって遵守すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 出発前に当日のパトロールコースなどを確認し、前回実施したパトロール結果等必要な情報を確認すること。
- (2) パトロールに必要な資材を道路パトロール車に積込み、補修用器材や衛星電話に破損・故障がないか確認する等、十分な準備を行うこと。
- (3) 巡視路線のパトロール中は、道路パトロール車の黄色灯を点灯の上、法定速度内で走行しながら目視で行うものとし、必要に応じて徒步により行うこと。
- (4) 服装は、道路上での作業に適する長靴・安全靴などの作業靴、作業服、軍手、反射ベスト、ヘルメット等を着用すること。
- (5) 甲が発行する身分証明書を携帯し、関係人から請求があったときはこれを提示すること。
- (6) 適宜、業務管理責任者と連絡をとり現況報告を行うこと。
- (7) パトロール中、道路等に異常を発見した場合には、交通の危険を防止するために交通誘導等の必要な措置を講じ、応急処置等を実施するものとする。なお、発見した事象がパトロール車車載の資器材で対応できない場合には、同乗の道路監理員（同乗する発注機関の職員）の助言や業務管理責任者の指示を受けて対応するものとする。
- (8) 道路工事における保安施設等の不備及び不法占用などを発見した場合には、同乗の道路監理員（同乗する発注機関の職員）の助言や業務管理責任者の指示を受けて対応するものとする。

(業務の履行)

第11条 業務については以下のとおり実施する

- (1) 道路パトロールの実施期間については、下記のとおりとする。  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (2) 契約期間内に使用させる車両の不具合が発生した場合は、甲により代替車を手配する。
- (3) 天変地異等により、業務履行が不可能な事象が生じた場合は、甲乙協議してその対応について決定する。
- (4) パトロールを実施する路線はパトロールコース図による。
- (5) 実施コースを変更する場合は、監督員から業務管理責任者へ対し書面により通知する。
- (6) 業務開始時、いわき建設事務所の車両管理者（以下「車両管理者」と言う。）より道路パトロール車の鍵と「自動車使用簿」を受け取り、「自動車使用簿」に記載されている項目に沿って運行前点検を実施すること。また、運行前点検により異常

が発見された場合は、業務管理責任者に報告すること。なお、業務管理責任者は安全な運行がなされるように監督員と協議しなければならない。

- (7) 作業員パトロール要員及び運転手は、本特記仕様書第13条の番号7に示す装着携帯品を身につけること。
- (8) パトロール時は黄色回転灯を点灯させ、道路の異常が確認できるよう低速で走行すること。  
管理路線以外を通行する際は黄色回転灯を消灯し、法定速度内で移動すること。
- (9) パトロール実施後は必要に応じ洗車し、別紙に定める「自動車使用簿」と共に車両管理者に道路パトロール車を返却すること。

#### (パトロールの実施)

第12条 パトロール区分毎の実施は次のとおりとする。

- (1) 通常パトロールは年末年始休暇（12月26日から1月3までの期間）、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日とする。
- (2) 通常パトロール及び休日パトロールは、午前8時30分から午後5時までの間に実施することを原則とする。業務の遂行上、必要がある場合は時間外においても行うものとするが、午後5時までに完了できないことが明らかになった場合は、業務管理責任者にその状況を報告し、指示を受けるものとする。なお、業務管理責任者は、その旨を監督員に報告して指示を受けること。
- (3) 通常パトロール及び休日パトロールは、道路監理員（同乗する発注機関の職員）1名、パトロール要員1名及び運転手1名の3名体制とする。
- (4) 夜間パトロールは、道路監理員（同乗する発注機関の職員）1名及び運転手1名の2名体制とする。
- (5) 夜間パトロールは、毎月1回実施することとし、日没からの実施とするため、業務管理責任者は開始時刻については事前に監督員と協議して決定しておくこと。

#### (携行資器材)

第13条 パトロールに携行する資器材は下表のとおりとし、監督員の承諾を得て甲が備えている資器材を使用することができる。

番号	名称	資器材内容
1	管内図等	管内図、路線図、住宅地図
2	記録・測定器	デジタルカメラ、赤色マーキングスプレー、ポール、巻尺、テストハンマー
3	保安施設	誘導棒、セフティコーン、コーンポール、トラロープ、保安灯
4	照明器具	懐中電灯
5	応急資器材	常温アスファルト合材、凍結抑制剤（冬季）、油中和剤、油吸着マット、路肩注意杭、立入防止テープ、土のう袋、ゴミ袋、救急箱
6	用具	ノコギリ、ナタ、カマ、スコップ、かけや、雪庇落とし（冬季）、車止め

7	装着携帯品	身分証明書、〔ヘルメット、反射ベスト、作業靴、作業着、防寒着、手袋〕
8	通信機器	〔携帯電話〕
9	その他	道路維持に必要な資器材類

2 前項の資器材のうち、〔 〕内のものは、乙の負担において準備する。

また、上記以外に必要となるものは甲乙協議して決定のこと。

3 資器材の取扱方法については事前に把握しておくこと。

#### (車両異常時の対処)

第14条 パトロールにおいて、異常があった場合には下記の手順により対処するものとする。

- (1) 異常発見時は黄色回転灯を点灯させたままハザードランプを点灯させ、周囲の交通状況に留意して、安全な場所に停車する。
  - (2) 降車時にはヘルメットを着用する。
  - (3) 道路監理員（同乗する発注機関の職員）が異常箇所の状況を調査する場合は、安全確保のため交通誘導等行う。
  - (4) 状況に応じて応急処置等の実施
  - (5) その他
    - イ 道路異常に関する対応記録、写真撮影は道路監理員（同乗する発注機関の職員）がおこなう。
    - ロ 写真撮影時は、規模や寸法等がわかるようにポール当て等の補助をおこなう。
    - ハ 道路付属物損傷等を確認した異常箇所については、確認済であることを表すため赤色カラースプレー・リボンテープで処置し明示する。
    - ニ 路上作業に際しては、道路監理員（同乗する発注機関の職員）が主として交通誘導を行い、パトロール要員は主として応急処置を、運転手はその補助作業又は交通状況により交通誘導の補助にあたるものとする。
    - ホ 異常が車載資器材で対応できない場合には、道路監理員（同乗する発注機関の職員）が担当課と調整を行う。その後、業務管理責任者からの指示を受けるものとする。
- なお、今にも交通事故を誘発するような緊急を要する事象を発見した場合は、応急措置を講ずるとともに、必要がある場合は道路監理員（同乗する発注機関の職員）からの助言により、交通誘導等の二次災害防止の処置に当たるものとする。

#### (パトロール終了後の報告等)

第15条 パトロール要員及び運転手は、業務終了後速やかに次の各号について報告等を行うものとする。

- (1) 自動車使用簿に運行結果を記録し、車両管理者に報告すること。

- (2) 使用した資器材が不足又は損傷した場合は、監督員に報告したのち補給・交換等を行うこと。
- (3) 作業するうえで問題点等が発生した場合、パトロール要員及び運転手は業務管理責任者に報告すること。
- (4) 業務管理責任者は監督員と協議し解決を図ること。

(業務打合せ)

第16条 業務管理責任者は次の各号について監督員と打合せを行い、その結果について打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

- (1) 業務の履行状況（作業実績報告等（様式任意））
- (2) 業務の実施計画（翌月の人員配置案等（様式任意））
- (3) その他、業務を実施する上で必要となる事項

(問題の発生)

第17条 業務管理責任者は作業上の問題が発生した場合、速やかに監督員と協議し解決を図ること。

### 第3章 費用負担

(車両に係る費用負担)

第18条 車両に係る費用負担は次のとおりとする。

- (1) 業務委託料に含まれるため乙が負担するもの
  - イ 本特記仕様書第7条第4項の任意保険料
  - ロ 業務履行上乙の責により生じた修理費等に関する一切の費用
- (2) 甲が負担するもの
  - イ 前号ロに含まれない修理費等
  - ロ 燃料費
  - ハ 重量税、車検等の点検費用

別表（第2条関係）

道路パトロール業務委託路線一覧表

種別	(路線番号)路線名	パトロール区間	備考
国	(349) 349号	全線(管内分)	
国	(399) 399号	全線(管内分)	
主	(14)いわき石川線	全線(管内分)	
主	(15)小名浜四倉線	全線	
主	(20)いわき上三坂小野線	全線(勿来土木管理分を除く)	
主	(26)小名浜平線	全線	
主	(35)いわき浪江線	全線(管内分)	
主	(36)小野富岡線	全線(管内分)	
主	(41)小野四倉線	全線	
主	(48)江名常磐線	全線	
主	(56)常磐勿来線	全線(勿来土木管理分を除く)	
主	(66)小名浜小野線	全線	
一	(133)赤井停車場線	全線	
一	(135)三株下市萱小川線	全線(通行不能区間除く)	
一	(145)吉間田滝根線	全線(管内分)	
一	(156)小名浜港線	全線	
一	(157)久ノ浜港線	全線	
一	(158)湯本停車場線	全線	
一	(159)草野停車場線	全線	
一	(160)四倉停車場線	全線	
一	(161)久ノ之浜停車場線	全線	
一	(229)甲塚古墳線	全線	
一	(239)泉岩間植田線	全線	
一	(240)釜戸小名浜線	全線	
一	(241)下高久谷川瀬線	全線	
一	(245)白岩久之浜線	全線	

一	(246) 折木筒木原久之浜線	全線	
一	(247) 片倉末続停車場線	全線（通行不能区間除く）	
一	(248) 小川赤井平線	全線	
一	(249) 上戸渡広野線	全線	
一	(287) 上川内川前線	全線（管内分）	
一	(358) 川前停車場上三坂線	全線	
一	(359) 神俣停車場川前線	全線（管内分）	
一	(363) 八茎四倉線	全線（通行不能区間除く）	
一	(371) 湯の岳別所線	全線	
一	(378) 高久鹿島線	全線	
一	(382) 豊間四倉線	全線	
一	(395) 四倉久之浜線	全線	
計	38路線		

種別の「国」は一般国道、「主」は主要地方道、「一」は一般県道である。

## 8 道路パトロール業務に伴う自動車の使用要領

(適用)

第1条 道路パトロール業務において、発注者が所有する自動車を受注者が使用するにあたっては、契約図書によるほか、この要領及び、「車両管理に関する留意事項」によるものとする。

(受領又は返納)

第2条 受注者は、別紙に定める「車両管理に関する留意事項」に基づき自動車の受領又は返納をするものとする。

(注意義務)

第3条 受注者は、善良な管理者の注意義務をもって自動車を使用管理するとともに、特に次の事項を守らなければならない。

- (1) 運転員は、自動車の運転・管理に精通した熟練者をあてること。
- (2) 自動車は、過重な運転を行わないよう注意すること。

(用途外使用の禁止)

第4条 受注者は、次の行為をしてはならない。

- (1) 自動車を転貸し、又は担保に供すること。
- (2) 自動車を業務以外の目的に供すること。

(亡失又はき損)

第5条 受注者は、自動車を亡失又はき損したときは、調査職員に対してその事実及び理由について詳細な報告書を提出し、監督員の指示に従わなければならない。

2 受注者は、自己の責に帰すべき理由により自動車を亡失又はき損したときは、自己において補填し、修理し、又はその損害額を弁償しなければならない。

(車両維持に要する費用負担)

第6条 修理（第5条によるものを除く）及び消耗品交換等に要する費用は、発注者の負担とする。

(使用実績報告)

第7条 道路パトロール終了後、受注者は別に定める「自動車使用簿」を車両管理者に提出すること。

## 9 車両管理に関する留意事項

(適用)

第1条 本「車両管理に関する留意事項」は道路パトロール業務において、発注者が受注者に使用させる自動車の車両管理に係る事項を定めるものであり、「道路パトロール業務に伴う自動車の使用要領」に関する留意事項を定めたものである。

(事故等の報告)

第2条 受注者は業務を行うにつき事故等が生じた場合は、直ちに発注者に報告し、事後措置について発注者と協議するものとする。

(事故等の処理)

第3条 受注者は業務を行うにつき生じた事故等に対する一切の処理手続きを行うものとする。

(一般的損害)

第4条 業務を行うにつき生じた損害（次条第1項、第2項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(発注者及び第三者に及ぼした損害)

第5条 受注者は業務の履行に伴い、発注者及び第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、発注者の職員等の人身事故については、発注者と協議するものとする。

なお、その損害が発注者の責任に帰すべき理由により発生したときはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、発注者の指示、その他発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。

ただし、受注者が、発注者の指示が不適当であること等発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合、その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合については、発注者、受注者、協力してその処理解決に当たるものとする。

4 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は協議開始の日を定め発注者に通知することができる。

(車両の保管、引渡、返納、保管場所)

第6条 車両は発注者の指定した場所に保管する。

2 発注者は受注者に業務を実施する日毎に、道路パトロール車を受注者に引き渡すものとし、受注者は業務が終了したら、速やかに発注者に返納するものとする。